

各生涯学習事業運営代表者 様

各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

**学校を活動場所とする各種生涯学習事業における疫学調査の取扱い等について****【新型コロナウイルス感染症関連】**

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

学校を活動場所とする各種生涯学習事業における感染症対策の徹底につきましては、令和 4 年 4 月 7 日付 R4 教生第 225 号にて周知し、各活動団体の皆様におかれましては、感染予防対策を十分に講じながら活動いただいていることと存じます。

さて、今般、令和 4 年 4 月 14 日付 R4 健感第 255 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う積極的疫学調査の重点化について(依頼)」により疫学調査の取扱い等が変更となりました。これを受けて、学校施設を利用した各種生涯学習事業参加者に感染者が発生した場合、これまでは保健所等が「濃厚接触者」の特定を行ってききましたが、今後は、「感染の恐れがある者」として、活動団体の代表者が特定を行うこととなります。つきましては、下記についてご確認いただきますようお願いいたします。

教育委員会では、今後も引き続き、学校を活動場所とする生涯学習事業における感染拡大防止に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

**1 本通知の対象となる各種生涯学習事業**

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／  
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

**2 今後、感染者が発生した場合に、活動団体代表者をお願いをする対応****(1) 感染可能期間（発症日から 2 日前以降）に感染者が学校施設で活動していた場合**

- ① 活動団体の代表者は、参加者から新型コロナウイルスの感染者となった旨の報告を受けた場合、必ず活動を休止し、利用学校や在籍校にご連絡ください。

感染者が感染可能期間に学校以外の場所（市民センターや児童館等）を利用していた場合には、本人やご家族から必ず利用先に連絡するようお声がけください。

- ② 活動団体の代表者は、感染者と接触があった参加者について、「**感染の恐れがある者**」【※】の特定を行ってください。

【※】i ~ iii の基準全てに該当する場合（これまでの「濃厚接触者」の考え方に準ずる）

i) 感染者とマスクの着用が不完全（一方または双方）な状態で

ii) 1. 0m 以内の距離で

iii) 15 分以上接触があった者

- ③ 「感染の恐れがある者」については、感染者との接触日の翌日から 7 日間（4 日目及び 5 日目の抗原検査で陰性を確認した場合は 5 日目から解除可能）は、活動停止としてください。

なお、感染者及び保健所が特定する濃厚接触者は、保健所の指示に従ってください。

(裏面あり)

- ④ 「感染の恐れがある者」の特定後、該当状況について利用学校や在籍校宛てご連絡ください。代表者からの報告を受け、学校と教育委員会（生涯学習課）の協議により、活動再開について決定します。
- (2) 感染可能期間（発症日から2日前以降）に感染者が活動に参加していなかった場合  
活動休止や「感染の恐れがある者」の特定は必要ありませんが、利用学校や在籍校にご連絡ください。
- (3) 感染可能期間（発症日から2日前以降）に学校施設で活動していた活動者が、保健所から濃厚接触者に特定された場合・PCR検査を受検した場合  
本人またはご家族から必ず、活動団体代表者と利用学校や在籍校に連絡し、報告を受けた活動団体の代表者は、濃厚接触者の検査結果が明らかになるまで、必ず活動を休止してください。検査結果に基づき、学校と教育委員会（生涯学習課）の協議により活動の再開を決定します。  
なお、濃厚接触者・PCR検査受検者は、保健所の指示に従ってください。

学校施設を利用した各種生涯学習事業参加者に感染者が発生した場合の「感染の恐れがある者」の特定は、原則、活動団体の代表者が行うこととなりますが、感染拡大が懸念される場合等には、教育委員会を通して保健所に相談し、指導・助言を受けることとなります。  
判断に迷う場合は、生涯学習課へご相談ください。（保健所に直接相談することはお控えください。）

### 3 その他

- (1) 各活動団体において「感染の恐れがある者」の特定を行う場合や活動者から濃厚接触者に特定された旨の報告を受けた場合等は、家族であっても内容を話さないなど、参加者のプライバシーに十分配慮してください。
- (2) 活動団体内で感染者と接触した方（保健所等が特定する「濃厚接触者」や活動団体の代表者が特定する「感染の恐れがある者」を除く）の行動制限は、原則、必要ありませんが、以下について、活動団体において確認し、行動について十分にご留意ください。
- ①感染者と接触があった方には、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は、検温など自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触や高齢者施設等のハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えていただくこと
- ②感染者と接触のあった方について有症状の場合には、速やかに医療機関を受診していただくこと
- ③感染者と接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等には、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の自主的な外出自粛を含めた感染拡大防止対策を検討いただくこと
- (3) 上記2（1）～（3）について、生涯学習課で学校に提出を求めている「参加者名簿」と「チェックシート」については、今後もコピーを学校に提出してください。
- (4) チェックシートに従ってトイレや蛇口、ドアノブ等をしっかり消毒してあれば、追加の消毒は求めません。ただし、心配な点があれば再度消毒をお願いします。
- (5) 感染者が活動を再開するにあたっては、陰性証明書等は必要ありません。